

平成23年10月21日

関東東北産業保安監督部

「ガス工作物の技術上の基準適合確認について（指示）」 に対する報告について

関東東北産業保安監督部（以下「当部」という。）は、埼玉ガス株式会社の供給区域内である深谷市内の一般集合住宅について、ガス工作物の保安責任の範囲において不適切な事項を確認し、平成23年7月22日付けをもってガス工作物の技術上の基準適合確認について指示し、同社より9月21日付けで調査結果等の報告を受領しました。同社は当該事案となった建物及び同様な対象となる全ての建物等のガス工作物の技術上の基準の適合について調査を行い、適切な措置を行うなど調査対象全ての安全が確認されました。

しかしながら、腐食環境にある灯外内管が防食措置を適切に行われず長期にわたり放置され、ガス漏えいに至ったことはガス事業の保安の根幹にかかることから嚴重注意を行いました。

当部は、今後も需要家が安心して都市ガスを利用出来るよう、同社に対して再発防止策を確実に実行し、万全な体制で対処するよう指導してまいります。

なお、本年2月に他の事業者においても長期にわたり埋設不明管からガス漏えいした類似の事案があったことから、ガス事業者団体である「一般社団法人日本ガス協会関東中央部会」及び「一般社団法人日本コミュニティーガス協会関東支部」を通じて類似の事案の未然防止を図るため、灯外内管の技術上の基準適合を確認し保安に万全を期すよう、各協会傘下のガス事業者への周知を図る予定です。

1. 経緯

- (1) 埼玉ガス株式会社の供給区域内である深谷市内の一般集合住宅について、平成23年6月21日に実施した現地調査の結果、ガス事業法に基づく、当該建物におけるガス工作物の保安責任の範囲において、当該一般集合住宅の内管敷設状況が適切であるかの確認を十分に実施せず、ガス工作物の技術上の基準を定める省令第47条の防食措置が適切に講じられているかを把握していなかった。また、灯外内管理設部等において、ガス工作物の技術上の基準を定める省令第51条の漏えい検査の実施箇所が適切であるかの確認を怠ったことの不適切な事項が確認されました。
- (2) これを受け、当部は平成23年7月22日、同社に対して、本件と同様な事例が無いかの調査、及び問題が発見された場合は適切な措置をとることを指示し、その結果を9月21日に報告を受けました。

2. 当部としての評価

今回報告があった同社の調査結果について、当該事案となった建物及び同様な対象となる全ての建物等のガス工作物の技術上の基準の適合について調査を行い、適切な措置

により調査対象全ての安全が確認されたことから、当部としては適切な対応がとられていると評価しています。今後も需要家が安心して都市ガスを利用出来るよう、当部は、同社に対して再発防止策を確実にいき、新たにガスを供給するときはガス工作物の技術上の基準適合確認を怠ることのないよう注意し、万全な体制で対処するよう指導してまいります。

(本発表資料のお問い合わせ先)

経済産業省 原子力安全・保安院 関東東北産業保安監督部保安課

担 当：天野、藤橋

電 話：048-600-0416 (ダイヤルイン)